平成26年2月18日金融庁告示第7号「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が 別に定める事項」に基づく開示事項を開示しております。

■自己資本の構成に関する事項

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するた めの基準 (平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。) に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。 なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

(油結)

(連結)		(単位:百万円、%)
		平成24年度末
	資本金	9,061
	うち非累積的永久優先株	_
	新株式申込証拠金	-
	資本剰余金	6,452
	利益剰余金	24,445
	自己株式(△)	510
	自己株式申込証拠金	-
	社外流出予定額 (△)	235
	その他有価証券の評価差損 (△)	-
基本的項目	為替換算調整勘定	-
(Tier 1)	新株予約権	_
	連結子法人等の少数株主持分	81
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-
	営業権相当額(△)	-
	のれん相当額 (△)	_
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	775
	繰延税金資産の控除金額 (△)	-
	計 (A)	38,520
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	-
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	759
	一般貸倒引当金	2,177
+* ;	負債性資本調達手段等	8,000
補完的項目 (Tier2)	うち永久劣後債務 (注2)	-
(TICIZ)	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	8,000
	補完的項目不算入額 (△)	_
	≣† (B)	10,936
	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	_
	告示第31条第1項第2号に規定する連結の範囲に含まれないものに対する投資に相当する額	364
控除項目	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる 保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-
工机火口	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エク	_
	スポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス	
	控除項目不算入額(△)	-
	計 (C)	364
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	49,092
リスク・アセン		431,225
	七率(国内基準)= (D) / (E)×100 (%)	11.38
	(A) / (E) ×100 (%)	8.93
·T 1 工一等30:	*当 川川 はげるたの すかわた フテップ・マップ全利筆の特約を付すたど機	ミラシケっ 表状性を方する株式学 (毎815年10日的会社の祭行する原生山姿証券を

⁽注) 1.告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を

コア資本に係る基礎項目(1) 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額 40.250 15,514 うち、資本金及び資本剰余金の額 うち、利益剰余金の額 25.545 うち、自己株式の額 (△) 525 うち、社外流出予定額 (△) 282 うち、上記以外に該当するものの額 コア資本に算入されるその他の包括利益累計額 うち、為替換質調整勘定 うち、退職給付に係るものの額 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額 コア資本に係る調整後少数株主持分の額 コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 1,594 1,594 うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 うち、適格引当金コア資本算入額 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 8,000 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 765 少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 87 コア資本に係る基礎項目の額 (1) 50,698 コア資本に係る調整項目 (2) 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額 1,614 うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 1,614 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額 適格引当金不足額 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 600 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 退職給付に係る資産の額 1,998 自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額 特定項目に係る十パーセント基準超過額 1.044 うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 1,044 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 コア資本に係る調整項目の額 (\Box) 600 自己資本 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) 50,098 リスク・アセット等(3) 信用リスク・アセットの額の合計額 433,020 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 △ 10.350 うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) 1,614 うち、繰延税金資産 1,044 うち、退職給付に係る資産 1,998 うち、他の金融機関等向けエクスポージャー △ 15,007 うち、上記以外に該当するものの額 マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 24,353 信用リスク・アセット調整額 オペレーショナル・リスク相当額調整額 リスク・アセット等の額の合計額 457,374 連結自己資本比率 連結自己資本比率 ((ハ) / (二)) 10.95

^{2.}告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

一定の場合を除き、情漫されないものであること 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること 利払い義務の延期が認められるものであること

^{3.}告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

(単体)			(単位:百万円、%)
	項 目		平成24年度末
	資本金		9,061
	うち非累積的永久優先株		_
	新株式申込証拠金		_
	資本準備金		6,452
	その他資本剰余金		
	利益準備金		2,628
	その他利益剰余金		21,513
	その他		
	自己株式(△)		509
基本的項目	自己株式申込証拠金		_
基本的項目 (Tier 1)	社外流出予定額 (△)		235
()	その他有価証券の評価差損 (△)		_
	新株予約権		_
	営業権相当額 (△)		_
	のれん相当額 (△)		_
	企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)		_
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)		775
	繰延税金資産の控除金額 (△)		_
	<u> </u>	(A)	38,135
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	(注1)	=
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		_
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45	5%相当額	759
	一般貸倒引当金		2,142
***	負債性資本調達手段等		8,000
補完的項目 (Tier2)	うち永久劣後債務 (注2)		_
(TICIZ)	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)		8,000
	補完的項目不算入額 (△)		-
	計	(B)	10,902
	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		_
	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手 保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控		-
控除項目	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる。 スポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップ		-
	控除項目不算入額 (△)		-
	計	(C)	_
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	49,037
リスク・アセ	ツト合計	(E)	430,340
単体自己資本」	比率(国内基準)=(D)/(E)×100(%)		11.39
Tier 1比率=	(A) / (E) ×100 (%)		8.86
(注) 1 生三節 40	冬笋2項に提げるもの すかわた フテップ・マップ全利学の)特約を付すたど鶯澤を行う:	美吠州を方する姓式笙(海及特別日的今社の発行する原生山姿証券を

⁽注) 1.告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2.告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
(4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3.告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

		(単位:百万円、%)
項目	平成2	5年度末 経過措置による
' Д — —		不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	39,899	
うち、資本金及び資本剰余金の額	15,514	
うち、利益剰余金の額	25,193	
うち、自己株式の額 (△)	525	
うち、社外流出予定額(△)	282	
うち、上記以外に該当するものの額	_	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	_	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,571	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,571	
うち、適格引当金コア資本算入額	_	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	8,000	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	765	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	50,235	
	•	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	_	1,613
うち、のれんに係るものの額	_	_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	_	1,613
	_	_
適格引当金不足額	_	_
	600	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_
前払年金費用の額	_	684
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	_
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	_	+
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	939
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	_	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	939
1953、	_	939
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
	_	_
	- 600	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	600	
	40.625	
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	49,635	
リスク・アセット等 (3)	400 770	
信用リスク・アセットの額の合計額	429,778	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 11,769	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	1,613	
うち、繰延税金資産	939	
うち、前払年金費用	684	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 15,007	
うち、上記以外に該当するものの額	_	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	_	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	24,063	
信用リスク・アセット調整額	_	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	453,842	
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	10.93	

■定性的な開示事項

1.連結の範囲に関する事項

(1) 自己資本比率告示第二十六条の規定により連結自己資本比率を算 出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。) に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する 規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。)第5条に基づき連結の 範囲(以下、「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違 点及び当該相違点の生じた原因

連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相 違点はありません。

(2)連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の 名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は2社であります。

名 称	主な業務の内容
鳥銀ビジネスサービス株式会社	印刷・製本・文書等の当行事務受託業務、 人材派遣業務
株式会社とりぎんカードサービス	クレジットカード業務

(3) 自己資本比率告示第三十二条が適用される金融業務を営む関連法 人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照 表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

(4)連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないも の及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含ま れるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに 主要な業務の内容

該当ありません。

(5)連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結子会社2社全てにおいて、債務超過会社はなく、自己資本は 充実しております。また、連結グループ内において自己資本にか かる支援は行っておりません。

2.自己資本調達手段の概要

資本調達手段	コア資本に係る基礎項目 の額に算入された額	概要
普通株式	15,514百万円	・完全議決権株式
期限付劣後債務	8,000百万円	
期限前償還 条項付無担 保社債 (劣 後特約付)	5,000百万円	- 償還期限平成34年3月7日 - 期間10年 (期日-括返済)。但し、5年 目以降に監督当局の承認を条件に期限前 償還が可能 - 3.07% (当初5年) - 6ヶ月ユーロ円libor+4.05% (以降5年)
劣後特約付借入金	3,000百万円	 ・弁済期限平成36年3月29日 ・期間10年(期日一括返済)。但し、5年目以降に監督当局の承認を条件に期限前返済が可能 ・1.90%(当初5年) ・長期プライムレート+2.2%(以降5年)

(注) 1.資本調達手段の発行者は全て鳥取銀行です。

2.普通株式における、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額については、 資本金及び資本剰余金の額を記載しております。

3.連結グループ及び単体の自己資本の充実度に関する評価 方法の概要

(自己資本比率)

連結自己資本比率は10.95%、単体自己資本比率は10.93%と国内基 準で必要とされる4%を大きく上回っております。

(統合リスク管理)

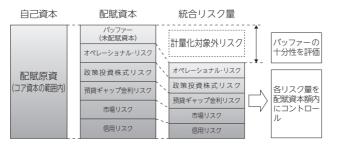
当行では、自己資本の充実度を評価する手法として、コア資本と統合 リスク量の対比によるリスク管理を行っております。

具体的には、リスク管理部署が収益目標の達成に必要なリスク量を推 計し、信用リスク、市場リスク、預貸ギャップ金利リスク、政策投資株 式リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスク種類別に、コア資本 の範囲内で資本配賦を行い、各リスク量が配賦資本額の範囲内に収まっ ていることを月次でモニタリングしております。また、定期的にストレ ステストを実施し、自己資本の毀損の程度を分析しているほか、計量モ デルの限界等により計量化対象外としているリスク等を踏まえ、バッフ ァー (コア資本から資本配賦合計を控除した未配賦資本) が十分である かという観点も含め、自己資本の充実度を評価しております。

(銀行勘定の金利リスク及び信用集中リスク)

早期警戒制度の枠組みにおける「銀行勘定の金利リスク」量及び「信 用集中リスク」量の水準をモニタリングしております。

<コア資本と統合リスク量の対比の概要>



4.信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスクとは)

信用リスクとは、信用供与先の財務状況悪化等により、貸出金の資 産 (オフ・バランス資産を含む) の価値が減少ないしは消失し、当行 が損失を被るリスクをいいます。

うち、与信集中リスクとは、供与先のデフォルトが供与先の個別事 情のみの要因で発生すると想定した場合に、大口与信先(又は、その 関係会社を含むグループ全体)への与信集中等に起因するリスクをい います。

また、業種集中リスクとは、業種・地域等への与信集中等に起因す るリスクをいいます。

(リスク管理の基本方針)

当行では、信用リスク管理にあたっては、信用リスク管理の重要性 を十分認識した上で、信用リスクについて適切な管理体制を構築し、 「信用格付」「自己査定」などを通じ、信用リスクを客観的かつ定量的 に把握するほか、信用リスク定量化等により各種リスク分析を行った 上で、特定の先への与信集中、業種の偏り等、過大な与信リスクを回 避するとともに、収益とリスクのバランスがとれた与信業務の遂行を 図ることを基本方針としております。

(リスク管理の手続の概要)

当行では、「信用リスク管理規定」や「クレジットポリシー」を整 備した上で、適切な信用リスク管理体制・組織を構築するため、リス ク管理統括部署を経営管理部、信用リスク管理部署を審査部、運営部 署を営業部店・市場金融部とし、さらに与信監査部署として監査部資 産監査室を設置し、それぞれが独立性を維持し、営業推進部門の影響 を受けない体制としております。

信用リスク管理の基本として信用格付を実施し、資産の質的管理を 行うとともに、個社別の融資方針を明確化し、審査管理の充実・厳正 化に努めているほか、適切な償却・引当を行うため自己査定を実施し ております。

信用リスク量については、VaRで定量化し、統合リスク管理におい て信用リスク部分に配賦されたリスク資本配賦額の範囲内でカバーさ れるようにポートフォリオ管理を行い、資産の適正配分による信用リ スク資本の極小化、及び収益の極大化を目指しております。

信用リスク管理部署は信用リスクの管理状況について、定期的又は 必要に応じて随時、リスク管理統括部署、ALM委員会、信用リスク 管理委員会、経営会議等に報告しております。

(貸倒引当金の計 ト基準)

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次の とおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実 が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそ れと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る 債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿 価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控 除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性 が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担 保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残 額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から 算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資 産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監 査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について は、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる 額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額してお

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率 等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権について は、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当て (連結グループにおけるリスク管理の方針及び手続の概要)

当行のリスク管理方針及び手続に準じ取扱いを行っております。

(2)標準的手法が適用されるポートフォリオについて

当行及び連結グループでは、リスク・ウェイトの判定においては、 内部管理との整合を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付の 客観性を高めるためにも複数の格付機関等を利用することが適切との 判断に基づき、次の適格格付機関を採用しております。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ·株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシ ズ (S&P)
- ・フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

当行及び連結グループでは、信用リスクに関する全ての種類のエク スポージャーについて、5つの適格格付機関を同様に使用し、リスク・ ウェイトを判定しております。

5.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続 の概要

(1)信用リスク削減手法

信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを軽減するため の措置であり、担保(当行預金、有価証券、商業手形、不動産、売掛 債権等)、保証、貸出金と預金との相殺が該当します。

当行では、自己資本比率の算出において、「信用リスク削減手法」 として「包括的手法」を適用しており、担保(当行預金、有価証券)。 保証、貸出金と預金の相殺が該当する信用リスク削減手法でありま

(2)方針及び手続

当行は、担保・保証に過度に依存しない融資の推進を行っておりま すが、信用リスクの削減のため担保、保証等をいただくことがありま す。担保、保証、貸出金と預金の相殺については、当行が定める諸規 定に則り評価、管理を行っております。

自己資本比率算出上のエクスポージャーの信用リスク削減手法とし て有効に認められる適格金融資産担保は、当行預金および有価証券が 該当します。また、保証については政府関係機関の保証や地方公共団 体の保証のほか、民間保証会社の保証が主体となっており信用度の評 価については、適格格付機関の付与した格付により判定しておりま

貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保(総合口座を 含む) 登録のない定期預金を対象としております。

(3)信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中

特定の信用リスク削減手法に偏ることなく、信用リスクは分散され ております。

(4)連結グループにおけるリスク管理の方針及び手続の概要

連結子会社が保有する信用リスクにおいては、自己資本比率算出上 の信用リスク削減手法を適用しておりません。

6.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(リスク管理の方針及び手続)

対顧客向けの派生商品取引の取組にあたっては、個別に取引内容を確 認のうえ与信相当額を算定し、取引先の信用格付等に基づく総合的な判 断により、取組の可否を判定しております。また、派生商品取引取組後 も定期的に取引相手の信用格付を見直すこと等によりモニタリングして いく態勢としております。

対市場向けの派生商品取引の取組にあたっては、カウンターパーテ ィーの外部格付等の指標に基づき、個別に信用極度額を設定し、取り組 む方針としております。また、派生商品取引取組後も定期的に外部格付 の状況等を確認し、与信管理を行う態勢としております。

長期決済期間取引にあたっては、決済履行の可能性等について個別に 判断しております。

(リスク資本の割当方法に関する方針)

派生商品取引にかかる信用リスク及び金利変動に伴う損益の影響額等 は、オン・バランス取引と一体で管理を行い、当該リスクに対して資本 配賦を行っております。

(引当金の算定に関する方針)

当行では派生商品取引に係る保全や引当の算定は行っておりません。

(自行の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場 合の影響度に関する説明)

万一、当行の信用力低下を理由にカウンターパーティーに対し担保を 追加的に提供することが必要となった場合においても、当行は国債など の担保提供可能な資産を有しており、リスク・アセット増加等の影響も

(連結グループにおけるリスク管理の方針及び手続の概要)

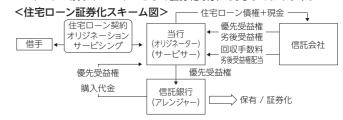
連結子会社等では派生商品取引を取扱っておらず管理方針を定めてお

7.証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

(取引の内容)

当行は平成17年3月期に住宅ローン債権を証券化しており、オリジ ネーター及びサービサーとして証券化取引に関与しております。



なお、当行は投資家として証券化商品を保有しておりません。ま た、連結子会社等では証券化取引を取扱っておりません。

(取引に対する取組方針)

当行は、オリジネーター及びサービサーとして新規の証券化又は再 証券化の予定はございません。

また、投資家としての証券化商品への投資予定もございません。

(取引に係るリスクの内容及び管理体制)

証券化した住宅ローンに関しましては、当行が保有する劣後受益権に関連し信用リスクならびに金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引により発生するものと基本的に変わるものではありません。

また、証券化した住宅ローンの債権プールのプリペイメント率及び デフォルト率等の変化により劣後受益権の時価が変動するリスクを有 しております。

証券化対象債権については、プリペイメント率や延滞・繰上返済・ 条件変更等の発生状況をモニタリングする態勢としております。

(2) 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当行は、証券化した住宅ローンに関しましては、プリペイメント率や延滞・繰上返済・条件変更等の発生状況をモニタリングする態勢としております。

また、当行は投資家として証券化商品を保有しておりませんが、包括的なリスク特性やパフォーマンス等に係る情報を適時に把握するための態勢を整備しております。

(3)信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当行では信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりませ

(4)証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には「外部格付準拠方式」を使用しております。

(5)証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

当行では、証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額を 算出しておりません。

- (6)銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券 化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別該当ありません。
- (7)銀行の子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引(銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ありません。

(8)証券化取引に関する会計方針

当行がオリジネーターとして関与する証券化取引の会計上の処理につきましては、証券化取引の委託者である当行がアレンジャーに優先受益権を譲渡し、譲渡代金を受領した時点をもって、資産の売却として会計上認識しております。

(9) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当行では、全ての種類のエクスポージャーについて、次の適格格付機関を同様に使用しリスク·ウェイトを判定しております。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ·株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プァーズ・レーティングズ・サービシズ (Ś&P) ・フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(10)内部評価方式を用いている場合には、その概要

(11)定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容 該当ありません。

8.オペレーショナル・リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要 (リスク管理の基本方針)

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、業務運営において管理すべきリスク等を定義した「リスク管理統括規定」の下、「オペレーショナル・リスク管理規定」を制定し、オペレーショナル・リスク管理の基本方針を次のとおり定めております。

- ・オペレーショナル・リスクの顕在化が当行の経営及び業務遂行に 多大な影響を及ぼし得ることを認識し、当行の信頼性・健全性を 維持・発展させていくため、業務の適切な運営基盤を構築し、オ ペレーショナル・リスクを極小化等適切に管理する。
- ・緊急時となった場合の業務の継続、早急な復旧を図るため、適切 な業務継続計画の立案、コンティンジェンシープランの見直しと 準備・訓練による被害対策を継続的に進める。

当行では、オペレーショナル・リスクを、①事務リスク、②システムリスク、③情報資産リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥レピュテーショナルリスク、⑦法務リスク、⑥その他のオペレーショナル・リスクに分類して管理しております。

(リスク管理の手続の概要)

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、「リスク管理統括 規定」及び「オペレーショナル・リスク管理規定」に基づき総合的な リスク管理統括を経営管理部リスク管理統括が行うとともに、各リス ク管理部署が、専門的な立場からそれぞれのリスク管理の状況及び諸 施策・課題を的確に把握し、管理しております。また、経営管理部 スク管理統括は、各種リスク管理状況をオペレーショナル・リスク 理委員会へ報告し、オペレーショナル・リスク管理委員会は、リスク の極小化等適切な管理を行うための施策等を協議・検討・策定し、経 営会議に付議又は報告する体制としております。

なお、連結子会社のオペレーショナル・リスクについては、所管部 署との連携を図りながらリスクの適切な管理態勢の強化に努めており ます。

(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行及び連結グループでは、自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しております。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出する一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

9.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、「マーケットリスクについての磐石な管理体制を構築し、 リスクを総合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確 保できる運営に取り組む」という市場リスクの管理方針に則り、株式等 のリスク管理を行っております。

投資に際しては、先行きの市場環境の見通しと、相場変動リスク及び 運用対象間の相関関係等を検討したうえで、総合的な判断を行っており ます。

株式等の価格変動リスクは、VaR (バリュー・アット・リスク) による把握を行っており、信頼水準は99%、保有期間は6ヶ月として計測しております。

株式等の評価については、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第八条の三に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

なお、連結グループの銀行勘定につきましては、当行以外に該当あり ません。

10.銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債 の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動すること により、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

当行では、ALM(Asset Liability Management)の一環として、 金利リスクのコントロールを実施しております。

リスク管理部署は半期毎に、収益目標の達成に必要なリスク量を推計し、リスクをカバーできるリスク資本額をALM委員会に申請し、ALM委員会での協議を経て取締役会での決議後にリスク管理部署へリスク資本配賦を行います。

また、リスク管理部署は月次で金利リスク量を計測・モニタリングするとともに、その結果をALM委員会や取締役会に報告することとしております。

なお、連結グループの銀行勘定につきましては、当行以外に該当ありません。

(2)銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスクについて、金利ショックは保有期間6ヶ月、 最低5年の計測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99 パーセンタイル値によって計算される経済価値の低下額としておりま

計測手法については、預貸その他はラダー方式、有価証券はGPS方式としております。

コア預金は、要求払預金のうち①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち最小の額によるものとし、金利満期を平均2.5年の定期預金として計算しております。

なお、貸出金、預金等の期限前返済 (解約) はないものとして計算 しております。

■定量的な開示事項

1.その他金融機関等(自己資本比率告示第二十九条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。)であって銀行の子 法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(連結)

(連結)

(平成24年度末) 当行の非連結対象子会社において、自己資本額の規制を受ける会社はありません。 (平成25年度末) 当行の非連結対象子会社において、自己資本額の規制を受ける会社はありません。

2.自己資本の充実度に関する事項

(1)信用リスクに対する所要自己資本の額及びポートフォリオごとの額

(単位:百万円)

現在		T	平成24	l年度末	平成25	
1	1	項 目			リスク・アセットの額	所要自己資本の額
東京のロー東京原文が「大学園」の日本 大学の関連を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	全型のの中央技術とは下来のでは、					
2. 外口の下央の対人だけで説明	3. 外にかい次が可以がは「中では、					_
				_	_	_
			_	_	_	_
- 一	7. 日曜記記報刊の日本報報刊		_	_	_	_
- 他方公式印在金融機構的7	6. 地方公理保存金融機構の 1.138		_	_	_	_
9. 我が山の公共開発機関向け 1,136 45 999 36 10. 地方・銀色機関の関係機関向け 9,994 377 9,187 367 11. 注入外の回り 12. 大人の回り 12	9. 我が山の近郊園崎園園内 1,13 45 999 36					
10. 地方三文柱 10. 地方三文柱 10. 地方三文柱 10. 地方三文柱 10. 地方三文柱 10. 地方 10	1. 他の		1 1 3 8		909	
12. 法人等例 10.024	12. 大人奈何 10.00 10.00		-		_	_
1 中小企業等向け及び個人向け	3. 中小企業等向け及び個人向け					
14 医当権付住宅ローン	14 振当権付任をローン					
1. 本型度取得事業回行	1. 全型度収等等等回					
16.5月以上国連等 1,134 45 719 28 17. 取以未消死	16. 三月以上度薄等		17,554	702	-	- 030
19. 衛氏を計せ返援金属性に支援機構等による保証性	18. 使用停留股金幣による使駆付	16. 三月以上延滞等	1,134	45	719	28
19 株式会社地域展示画性(公定機構等による保証付	19. 株式会社地域是沸活性化立度機構等による保証付		-			
28,228	20. 出資等		1,849	/3	2,04/	81
(今ち出母等のエクスポージャー) (25.697 1,147 (25.2012 1,2012 1,2013 2,2013 1,2012 1,2013 1,	(うちは密等のエクスポージャー) (うちは密等のエクスポージャー) (うち特定目のうち震怒目に算入されない部分に係るエクス ファンサー) (ちちおび目のうち震怒目に算入されない部分に係るエクス ファンサー) (ちちおび目のうち震怒目に算入されない部分に係るエクス ファンサー) (ちちおび日のうち震怒目に算入されない部分に係るエクス ファンサー) (ちちおび日のうち震怒目に算入されない部分に係るエクス ファンサー) (ちちおび日のうち震怒目に算入されない部分に係るエクス ファンサー) (ちちおびロリアンスポージャー) (2. 最初にはアンスポージャー) (3. 日間の ローーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー		28 328	1 1 3 3	28 697	1 147
21.948 877 50.311 2.012 2.	21, 上記以外		20,520	1,155		
(今ち他の金融機関等の対象資本選連手段のうち対象計画体式等に 成当するもの以外の口スポージャー) (今ち科定1月日のうち調整項目に買入されない部分に係るエクス (今ち有型以外の口スポージャー) (7ち日報が出してリジネーターの場合) (7ち日報が出してリジネーターの場合) (7ち日報が出してリジネーターの場合) (7ち日報が出してリジネーター以外の場合) (7ち日報が出してリジネーター以外の場合) (7ち日報が出してリジネーター以外の場合) (7ち日報が出してリジネーター以外の場合) (7ち日報が出してリジネーター以外の場合) (7ち日報が出してリジネーターとの場合) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8	(今ち他の金融機関等の分解資本選連手段のうち対象を選性状等に 虚当するもの以外のとのに係るエフスイージャー) (今ち特定間目のうち調整項目に買入されない彫分に係るエクス (今ち舟退外にフスオージャー) (75 日報と別日のうち調整項目に買入されない彫分に係るエクス (75 日報と別日の) 10,588 423 9,959 398 (76 日間が) 10,588 423 9,959 398 (77 日間が) 10,588 423 9,959 398 (78 国際性(オリジネーターの場合)				_	_
25,012 1,000 1	25,012 1,000 25,012 1,000 1,000 2,000 1,000 2,000 1,000		21,948	877	50,311	2,012
(今ち者定則日のうち関数月に算入されない部分に係るエクス ボージャー) (ちち右記以外のエクスポージャー) (ちち右記以外のエクスポージャー) 10,588 423 9,959 398 [10,56] 10,588 423 9,959 398 [10,56] 10,588 423 9,959 398 [10,56] 10,588 423 9,959 398 [10,56] 10,588 423 9,959 398 [10,56] 10,588 423 9,959 398 [10,56] 10,588 423 9,959 398 [10,56] 10,588 423 9,959 398 [10,56] 10,588 423 9,959 398 [10,56] 10,588 423 9,959 398 [10,56] 10,588 423 9,959 398 [10,56] 10,588 423 9,959 398 [10,56] 10,588 423 9,959 398 [10,56] 10,588 423 9,959 398 [10,56] 10,588 423 9,959 398 [10,56] 10,588 423 9,959 398 [10,56] 10,588 423 9,959 398 129 428 428 428 428 428 428 428 428 428 428	(ラち特定)明日のうち調整項目に関入されない部分に係るエクス ポージャー) 10,725 429 (ラちむ)リのエクスポージャー) 10,588 423 9,959 398 14,573 582 78.0 10.5 10.5 10.5 10.5 10.5 10.5 10.5 10				25,012	1,000
ポージャー) (ウち 石記以外の エクスポージャー) (ウち 石記以外の エクスポージャー) (ウち 日記がし) (ロカ 日記が	ボージャー) (うち在記以外のエクスポージャー) (うちれご以外のエクスポージャー) (うちれご以外のエクスポージャー) (うちれご以外のエクスポージャー) (うちれご以外のエクスポージャー) (うちれご以外のエクスポージャー) (10,588 423 9,959 398 17,588 17,					
22 証券化 (オリジネーター開会)	22				10,725	429
(うち再選券化)	(今5月延野化)	(うち右記以外のエクスポージャー)				
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	23. 証券化(オリジネーター以外の場合)		10,588	423	9,959	398
(うち再選券化) 24. 複数の資産を製化さする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資 度の肥短が理整な資産	(今5時報が比)		_	_	_	_
24. 複数の資産を要付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の理解が困難な資産 25. 経過措置によりリスク・アセットの顔に算入されるものの額	24. 複数の資産を繋付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の理解が開整な資産。 25. 経過措置によりリスク・アセットの際に算入されるものの題 26. 他の金銭機関等の対象を表現漢字投ご係るエクスポージャーに係る経動措置によりリスク・アセットの際に算入されるかったものの題 3人 15,007 △600 番目間によりリスク・アセットの際に算入されなかったものの題 (A) 402.894 16,115 428,740 17,149					
度の把握が困難な資産 25. 経過措置によりリスク・アセットの顔に弾入されるものの顔 26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経 過増置によりリスク・アセットの顔に弾入されなかったものの顔 27. (A) 402.894 16,115 428,740 17,149 計 (A) 402.894 16,115 428,740 17,149 [度の把握が困難な資産					
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経 海措館によりリスク・アセットの際に買入されなかったものの解 1. 任意の時期に属金柱で配用可能又は自動的に取消可能なコミットメント	26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経 選擇によりリスク・アセットの類に算えされなかったものの類 1. 任意の時間に無条件で取泊の順又は自動的に取泊可能なコミットメント		_	_	_	_
適相響によりリスグ・アヤトの際に算入されなかったものの際	漫播圏によりリスグ・アセットの顔に育入されなかったものの顔	25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			3,238	129
資産 (オフ・バランス) 旧音	選作 (アノバランス) 19日 (A) 402.894 16,115 428,740 17,149				△ 15 007	△ 600
直接 (オア・バランス) 項目	資産 (オフ・バランス) 項目		102.004	16 115		
1. 任意の時期に無条件で取り可能又は目動的に取消可能なコミットメント	 1. 任意の時期に無条件で取済可能又は自動的に取済可能なコミットメント		402,894	16,115	428,740	17,149
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント 3. 短側の貿易関連保養情務 41 1 98 3 4. 特定の取引に係る偶発債務 368 14 543 21 (うち終過計簡を適用する元本権で人信託契約)	2. 原契約期間が1年以下のコミットメント		_	_	_	_
(4. 特定の取引に係る偶発債務 368 14 543 21	4. 特定の取引に係る偶発債務	2. 原契約期間が1年以下のコミットメント		_		
(うち経過措置を適用する元本補て人信託契約)	(ク5 経過措置を適用する元本桶でん信託契約)					
5. NIF又はRUF - <	5. NIF又はRUF 6. 原契約期間が1年起のコミットメント 75 3		368	14	543	21
6. 原契約期間が1年超のコミットメント 7. 内部格付手法におけるコミットメント 8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 3.056 122 2.587 103 (うち有価証券の保証) (うち有価証券の保証) (うち有価証券の保証) (うち有価証券の保証) (うち有価証券の保証) (うち再記書型) (うち経過措置を適用しない元本補でん信託契約) (うち経過措置を適用しない元本補でん信託契約) (うち経過措置を適用しない元本補でん信託契約)	6. 原契約期間が1年起のコミットメント		_	_	_	_
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 3,056 122 2,587 103 (うち信入運が保証) 0 0 0 0 0 (うち有個証券の保証) 0 0 0 0 0 (うち手形引受) - - - - - (うちクレジット・デリバディアのプロラクション提供) - - - - - (うちクレジット・デリバディアのプロラクション提供) -	8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 3.056 122 2.5867 103 (つち信用企会の保証) 3.056 122 2.586 103 (つち有価証券の保証) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		75	3	75	3
(うち何配券の保証) 3,056 122 2,586 103 (うち有価証券の保証) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	(うち何配かの保証)					
(うち有価証券の保証) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 55 年8日 () -	(うち手形引受)					
(うち手形引受) (うち経過措置を適用しない元本権でん信託契約) (うちクレジット・デリパティブのプロテクション提供) 9. 質戻条件付資産売却以は求債権付資産売却等(控除後)	(うち手形引受)					
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約) -<					
9. 買戻条件付資産売却又は求債権付資産売却等(控除物) - <td< td=""><td>9.</td><td>(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)</td><td>_</td><td>_</td><td>_</td><td>_</td></td<>	9.	(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	_	_	_	_
買戻条件付資産売却又は求債権付資産売却等(控除前) - - - - 10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券 464 18 573 22 11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の賃戻条件付購入 489 19 310 12 12. 派生商品取引及び長期決裁期間取引 50 2 34 1 カレント・エクスポージャー方式 50 2 34 1 原生商品取引 50 2 34 1 日本規則取引 50 2 2 2 日本規則取引 50 2 2 2 日本財産の他のコモディティ関連取引 50 2 3 3	夏戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前) -		_	_	_	_
控除額 (△)	控除額 (△)				_	
10. 先物購入、先渡預金 部分払込株式又は部分払込債券 464 18 573 22 11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の貸戻条件付購入 489 19 310 12 12. 派生商品取引及び長期決裁期間取引 50 2 34 1 カレント・エクスポージャー方式 50 2 34 1 源生商品取引 50 2 34 1 少為関連取引 19 0 11 0 金利関連取引 19 0 11 0 金利関連取引 - - - - 株式関連取引 - - - - 投資庫 (金を除く) 関連取引 - - - その他のコモディティ関連取引 - - - - アの他のコモディティ関連取引 - - - - 上期決済期間取引 - - - - 標準方式 - - - - 13. 未決済取引 - - - - 14. 証券化エクスポージャー方式 - - - - 15. 上記以外のオフ・パラシスの証券化エクスポージャー - - - - - 15. 上記以外のオフ・パラシスの証券化エクスポージャー - - - - - 16. 数分化エクスポージャー - - - - <td< td=""><td>10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券 11. 有価証券の資付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の資戻条件付売却若しくは売戻条件付購入 12. 派生商品取引及び長期決裁期間取引 50 2 34 1 カレント・エクスポージャー方式 50 2 34 1 が来生商品取引 が発育している。 2 34 1 が来生商品取引 が表別関連取引 50 2 34 1 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td></td><td></td><td>_</td><td>_</td><td>_</td></td<>	10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券 11. 有価証券の資付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の資戻条件付売却若しくは売戻条件付購入 12. 派生商品取引及び長期決裁期間取引 50 2 34 1 カレント・エクスポージャー方式 50 2 34 1 が来生商品取引 が発育している。 2 34 1 が来生商品取引 が表別関連取引 50 2 34 1 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			_	_	_
価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入 12. 派生商品取引及び長期決裁期間取引 50 2 34 1 カレント・エクスポージャー方式 50 2 34 1 派生商品取引 50 2 34 1 派生商品取引 50 2 34 1 系生商品取引 50 2 34 1 外為関連取引 50 2 34 1 外為関連取引 19 0 11 0 金制関連取引 31 1 23 0 金関連取引		464	18	573	22
12. 派生商品取引及び食期決裁期間取引 50	12. 派生商品取引及で長期決裁期間取引		489	19	310	12
カレント・エクスポージャー方式 50 2 34 1	カレント・エクスポージャー方式 50 2 34 1 派生商品取引 50 2 34 1 外為関連取引 19 0 11 0 金利関連取引 31 1 23 0 金関連取引 - - - - 株式関連取引 - - - - 横進区 (金を除く) 関連取引 - - - その他のコモディティ関連取引 - - - - クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク) - - - - 一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果 (△) - - - - 標準方式 - - - - 標準方式 - - - - 標準方式 - - - - 13. 未決済取引 - - - - 14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス - - - - 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー - - - - - 168 4,548 181 4,224 168 CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (C) 52 2 中央清算機関関連エクスポージャー - - - - - よりなりまりまりまりまりまります。 -<					12
派生商品取引 50 2 34 1 1 分為関連取引 19 0 11 0	派生商品取引 50 2 34 1 1 分為関連取引 19 0 11 0					1
外為関連取引 19 0 11 0 金利関連取引 31 1 23 0 金関連取引 - - - - 機工規連取引 - - - - その他のコモディティ関連取引 - - - - その他のコモディティ関連取引 - - - - クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク) - - - - 上表清算ネッティング契約による与信相当額削減効果(△) - - - - 標準方式 - - - - 期待エクスポージャー方式 - - - - 13. 未決済取引 - - - - 14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービャ・キャッシュ・アドバンス - - - - サー・キャッシュ・アドバンス - - - - 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー - - - - 計 (B) 4,548 181 4,224 168 CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (C) 52 2	外為関連取引 19 0 11 0 金利関連取引 31 1 23 0 金関連取引 - - - - 株式関連取引 - - - - その他のコモディティ関連取引 - - - - その他のコモディティ関連取引 - - - - クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク) - - - - 上語詩ネッティング契約による与信相当額削減効果(△) - - - - 標準方式 - - - - 標準方式 - - - - 13. 未決済取引 - - - - 14. 証券化エクスポージャー方式 - - - - 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー - - - - 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー (B) 4,548 181 4,224 168 CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (C) 52 2 中央清算機関関連エクスポージャー (D) 3 0			2		1
金利関連取引 31 1 23 0 金関連取引 株式関連取引 貴金属(金を除く)関連取引 子の他のコモディティ関連取引	金利関連取引 31 1 23 0 金関連取引			0	11	
株式関連取引	株式関連取引 責金属(金を除く)関連取引 	金利関連取引		·	23	
貴金属(金を除く)関連取引	黄金属 (金を除く) 関連取引				_	
その他のコモディティ関連取引	その他のコモディティ関連取引				_	
クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク) -	クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク) ー ー ー ー 一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果 (△) ー ー ー ー 長期決済期間取引 ー ー ー ー 標準方式 ー ー ー ー 期待エクスポージャー方式 ー ー ー ー 13. 未決済取引 ー ー ー ー 14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス ー ー ー 15. 上記以外のオフ・パランスの証券化エクスポージャー ー ー ー ごく 日本の記券化エクスポージャー ー ー ー 日本の記券化エクスポージャー (B) 4,548 181 4,224 168 CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (C) 52 2 中央清算機関関連エクスポージャー (D) 3 0			_	_	_
長期決済期間取引 - - - 標準方式 - - - 期待エクスポージャー方式 - - - 13. 未決済取引 - - - 14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス - - - 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー - - - 計 (B) 4,548 181 4,224 168 CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (C) 52 2	長期決済期間取引 - - - 標準方式 - - - 期待エクスポージャー方式 - - - 13. 未決済取引 - - - 14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス - - - 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー - - - 計(B) 4,548 181 4,224 168 CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (C) 52 2 中央清算機関関連エクスポージャー (D) 3 0	クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク)				
標準方式 - - - 期待エクスポージャー方式 - - - 13. 未決済取引 - - - 14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス - - - 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー計計 (B) 4,548 181 4,224 168 CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (C) 52 2	標準方式 期待エクスポージャー方式		_	_	_	_
期待エクスポージャー方式 - - - - 13. 未決済取引 - - - - 14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービ サー・キャッシュ・アドバンス - - - - 15. 上記以外のオフ・パランスの証券化エクスポージャー 計 CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (C) - - - CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (C) 52 2	期待エクスポージャー方式				_	
13. 未決済取引	13. 未決済取引		_		_	_
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス		_	_	_	_
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー - - - - - 計 (B) 4,548 181 4,224 168 CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (C) 52 2	15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー - - - - 計 (B) 4,548 181 4,224 168 CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (C) 52 2 中央清算機関関連エクスポージャー (D) 3 0	14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービ	_	_	_	_
計 (B) 4,548 181 4,224 168 CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (C) 52 2	計 (B) 4,548 181 4,224 168 CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (C) 52 2 中央清算機関関連エクスポージャー (D) 3 0					
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (C) 52 2	CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (C) 52 2 中央清算機関関連エクスポージャー (D) 3 0	-1				
	中央清算機関関連エクスポージャー (D) 3 0		4,340	101		
			407,442	16,297		

(注) 所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に国内基準行で必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。

項 目	平成24		平成25	
	リスク・アセットの額	所要自己資本の額	リスク・アセットの額	所要自己資本
査(オン・バランス)項目 ──			_	
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	
4. 国際決済銀行等向け	_	_	_	
5. 我が国の地方公共団体向け		_	_	
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け 7. 国際開発銀行向け				
8. 地方公共団体金融機構向け	_	_	_	
9. 我が国の政府関係機関向け	1,138	45	909	
10. 地方三公社向け	- 0.204	-	- 0.105	
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け 12. 法人等向け	9,394 209,372	375 8,374	9,185 211,066	8,4
13. 中小企業等向け及び個人向け	102,071	4,082	110,673	4,4
14. 抵当権付住宅ローン	17,554	702	17,424	(
15. 不動産取得等事業向け 16. アー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェ	1 12/	 45	710	
16. 三月以上延滞等 17. 取立未済手形	1,134	45	719	
18. 信用保証協会等による保証付	1,849	73	2,047	
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		_	_	
20. 出資等	28,235	1,129	28,563	1,1
(うち出資等のエクスポージャー) (うち重要な出資のエクスポージャー)			28,563	1,1
((つら重要な出責のエクスホーシャー) 21. 上記以外	20,977	839	46.717	1.8
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に			25.012	1.0
該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)			25,012	1,0
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクス ポージャー)			9,642	3
(うち右記以外のエクスポージャー)			12.062	4
22. 証券化 (オリジネーターの場合)	10,588	423	9,959	
(うち再証券化)	_	_	_	
23. 証券化 (オリジネーター以外の場合)		_	-	
(うち再証券化) 24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資	_	_	_	
24. 複数の負性で表りとする負性(所謂ファンド)のうち、個々の負産の把握が困難な資産	_	_	_	
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			3,238	<i>'</i>
26. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る			△ 15,007	△ 6
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 計 (A)	402,316	16,092	425,498	17,0
・	402,510	10,032	423,430	17,0
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	_	_	_	
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント 3. 短期の貿易関連偶発債務	41		98	
3. 粒別の貝勿関定時先頂伤 4. 特定の取引に係る偶発債務	368	14	543	
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	-	_	-	
5. NIF又はRUF	_	-	_	
6. 原契約期間が1年超のコミットメント 7. 内部格付手法におけるコミットメント	75	3	75	
- 7. 内部恰か子法にのけるコミットメント 8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	3,056	122	2,587	
(うち借入金の保証)	3,056	122	2,586	
(うち有価証券の保証)	0	0	0	
(うち手形引受)				
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約) (うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)				
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	_	_	_	
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除前)	_	_	_	
控除額 (△)		_	-	
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券 11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有	464	18	573	
11. 有価証券の買付、現金石しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	489	19	310	
12. 派生商品取引及び長期決裁期間取引	50	2	34	
カレント・エクスポージャー方式	50	2	34	
派生商品取引	50	2	34	
	19	0	11 23	
	31 1	'	_	
	31 –			
金利関連取引金関連取引株式関連取引	_ _	_ 	_	
金利関連取引 金関連取引 株式関連取引 貴金属(金を除く)関連取引		_	_ _	
金利関連取引 金関連取引 株式関連取引 貴金属(金を除く)関連取引 その他のコモディティ関連取引	_ _	- - - -	- - -	
金利関連取引 金関連取引 株式関連取引 貴金属(金を除く)関連取引	- - -	_ _	- - - -	
金利関連取引 金関連取引 株式関連取引 構式関連取引 貴金属(金を除く)関連取引 その他のコモディティ関連取引 クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク)	- - - -	- - -	- - - - - -	
金利関連取引 金則連取引 金関連取引 株式関連取引 責金属(金を除く)関連取引 その他のコモディティ関連取引 クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク) 一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果(△) 長期決済期間取引	- - - - - - -	- - - - -	- - - - - -	
金利関連取引 金則連取引 金関連取引 株式関連取引 責金属(金を除く)関連取引 その他のコモディティ関連取引 クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク) 一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果(△) 長期決済期間取引 標準方式 期待エクスポージャー方式	- - - - - - - - -	- - - - - -	- - - - - - -	
金利関連取引 金規連取引 金関連取引 株式関連取引 貴金属(金を除く)関連取引 その他のコモディティ関連取引 クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク) 一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果(△) 長期決済期間取引 標準方式 期待エクスポージャー方式 13. 未決済取引	- - - - - - - - - -	- - - - -	- - - - - - - -	
金利関連取引 金則連取引 金関連取引 株式関連取引 責金属(金を除く)関連取引 その他のコモディティ関連取引 クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク) 一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果(△) 長期決済期間取引 標準方式 期待エクスポージャー方式	- - - - - - - - -	- - - - - -	- - - - - - - -	
金利関連取引 金関連取引 株式関連取引 表の他のコモディティ関連取引 その他のコモディティ関連取引 クレジット・デリパティブ取引(カウンター・パーティー・リスク) ー括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果(△) 長期決済期間取引 標準方式 期待エクスポージャー方式 13. 未決済取引 14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドパンス 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー		- - - - - - - -	- - - - - - - -	
金利関連取引 金関連取引 株式関連取引 機式関連取引 貴金属(金を除く)関連取引 その他のコモディティ関連取引 クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク) 一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果(△) 長期決済期間取引 標準方式 期待エクスポージャー方式 13. 未決済取引 14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー 計 (B)	- - - - - - - - - -	- - - - - -	- - - - - - - - 4,224	
金利関連取引 金関連取引 株式関連取引 表の他のコモディティ関連取引 その他のコモディティ関連取引 クレジット・デリパティブ取引(カウンター・パーティー・リスク) ー括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果(△) 長期決済期間取引 標準方式 期待エクスポージャー方式 13. 未決済取引 14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドパンス 15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー		- - - - - - - -	- - - - - - - -	1

(注) 所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に国内基準行で必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。

(2)オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び手法ごとの額

(連結)			(単1	位:百万円)
	平成24年度	誄	平成25年度	誄
オペレーショナル・			オペレーショナル・リスク	
リスク	相当額を8%で除して得た額	資本の額	相当額を8%で除して得た額	資本の額
基礎的手法	23,783	951	24,353	974
粗利益配分手法	_	_	_	_
先進的計測手法	_	_	_	_

(注) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額は、オペレーショナル・ リスク相当額を8%で除して得た額に国内基準行で必要とされる自己資本比率4 %を乗じた額であります。

(!	単体)			(単	位:百万円)
		平成24年度	誄	平成25年度	末
	オペレーショナル・ リスク			オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	
	基礎的手法	23,475	939	24,063	962
	粗利益配分手法	_	_	_	_
	先准的計測手法	_	_	_	_

(注) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額は、オペレーショナル・ リスク相当額を8%で除して得た額に国内基準行で必要とされる自己資本比率4 %を乗じた額であります。

(3)総所要自己資本額

(連結)		(単位:百万円
	平成24年度末	平成25年度末
総所要自己資本額	17,249	18,294
(注) 総所要白己資本額は、信用リス・	ク・アセットの額及びっ	tペレーショナル・U.3

(注) 総所要自己資本銀は、信用リスグ・アセットの組及びオペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額に、国内基準行で必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。

(単体)		(単位:白万円)
	平成24年度末	平成25年度末
松正亜白口資本類	17 213	18 153

(注)総所要自己資本額は、信用リスク・アセットの額及びオペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額に、国内基準行で必要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。

3.信用リスクに関する事項

74

(1)信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(地域別、業種別、残存期間別)

(連結)		(単位:百万円)	
	信用リスクエクスポージャー期末秩序	±=7/=	

(AEAL)										(+12 - 17)1)/	
		信用リスクエクスポージャー期末残高								左記に含まれる	
			うち貸出金、コミット			ち _…			三月以上延滞 エクスポージャー		
			デリバティブ以外の		賃	券	デリバテ				
	平成24年度末	平成25年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成24年度末		平成24年度末		平成24年度末	平成25年度末	
国 内 計	961,666	987,431	655,869	688,321	211,508	215,371	172	119	1,786	1,180	
国 外 計	17,349	20,292	_		17,349	20,292	_	_	_	_	
地域別合計		1,007,723	655,869	688,321	228,857	235,663	172	119	1,786	1,180	
製 造 業	61,437	54,798	60,998	54,309	414	411	18	11	294	199	
農業・林業	1,038	898	1,038	898	_	_	_	_	_	_	
漁業	308	338	308	338	_	_	_	_	_	_	
鉱業・採石業・砂利採取業	211	314	211	314	_		_	_	_	_	
建 設 業	22,840	22,307	22,419	21,909	402	379	_	_	197	174	
電気・ガス・熱供給・水道業	12,947	15,874	11,266	13,477	1,680	2,397	_	_	_	_	
情報通信業	3,302	1,719	3,174	1,564	127	155	_	_	_	_	
運輸・郵便業	9,493	8,970	9,476	8,942	16	28	_	_	_	_	
卸売・小売業	61,153	58,077	60,962	57,778	136	136	2	1	350	148	
金融・保険業	186,138	177,298	34,774	49,502	92,473	78,935	151	106	_	_	
不 動 産 業	29,136	29,160	28,795	28,819	339	339	0	_	58	42	
個人による貸家業	58,639	61,290	58,638	61,290	_	_	_	_	96	37	
各種サービス業	73,959	76,729	73,720	76,502	231	219	_	_	359	288	
国・地方公共団体	246,946	280,004	141,388	158,918	105,558	121,086	_	_	_	_	
そ の 他	211,462	219,938	148,693	153,752	27,478	31,573	_	_	428	289	
業 種 別 計	979,015	1,007,723	655,869	688,321	228,857	235,663	172	119	1,786	1,180	
1 年 以 下	127,572	83,241	69,896	64,313	4,982	18,690	89	47			
1年超3年以下	124,051	139,545	75,042	76,748	45,349	62,759	_	38			
3年超5年以下	112,012	82,617	79,941	65,642	37,746	16,941	83	33			
5年超7年以下	51,522	60,548	39,139	43,364	13,387	17,183	_	_			
7 年 超	368,947	407,184	326,845	371,505	45,378	35,679	_	_			
期間の定めのないもの	194,909	234,586	65,004	66,747	82,014	84,409	_	_			
残 存 期 間 別 合 計	979,015	1,007,723	655,869	688,321	228,857	235,663	172	119	/		
(注) 1.貸出金は私募債取引	平成24年度末	平成25年度末	2.未収収益	たこいては業	種区分を行って	いないため、		ットメント及	平成24年度末	平成25年度末	
を含みます。	9 1 2 7	9 703	びその他	ロのデリバティ	ブ以外のオフ・	バランス取引	の「その他」	に含みます。	1 413	1 227	

3.複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) については地域別の区別ができないものは「国内計」に含みます。また、業種区分を行っていないため、「債券」及び「デリバティブ取引」の「その他」に含みます。
4.[三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーであります。なお、「三月以上延滞エクスポージャー」は、残存期間別区分を行っておりません。

(単体)		(単位:百万円)
	信用リフクエクフポージャー期末秩序	±=7/= & ± /= 7

(+ 147)										(羊瓜・ロ/バ)/
			信用	リスクエクスス	ポージャー期末残高				左記に含まれる	
			うち貸出金、コミット		" う	ち	う		三月以 エクスポ	
	T-801555		デリバティブ以外の		恒	券	デリバテ			
	平成24年度末		平成24年度末	平成25年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成24年度末	平成25年度末
国 内 計	960,885	984,657	656,153	688,626	211,416	215,237	172	119	1,698	1,099
国 外 計	17,349	20,292			17,349	20,292		_		
地域別合計	978,235	1,004,949	656,153	688,626	228,765	235,529	172	119	1,698	1,099
製 造 業		54,798	60,998	54,309	414	411	18	11	294	199
農業・林業		898	1,038	898	_	_	_	_	_	_
漁業		338	308	338	_		_		_	_
鉱業・採石業・砂利採取業	211	314	211	314	_	_	_	_	_	_
建 設 業		22,307	22,419	21,909	402	379	_	_	197	174
電気・ガス・熱供給・水道業		15,874	11,266	13,477	1,680	2,397	_	_	_	_
情報通信業	3,259	1,649	3,174	1,564	84	84	_	_	_	_
運輸・郵便業		8,970	9,476	8,942	16	28	_	_	_	_
卸売・小売業	61,153	58,077	60,962	57,778	136	136	2	1	350	148
金融・保険業		178,007	35,599	50,285	92,413	78,862	151	106	_	_
不 動 産 業	29,136	29,160	28,795	28,819	339	339	0	_	58	42
個人による貸家業	58,639	61,290	58,638	61,290	_	_	_	_	96	37
各種サービス業	73,969	76,738	73,720	76,502	240	228	_	_	359	288
国・地方公共団体	246,946	280,004	141,388	158,918	105,558	121,086	_	_	_	_
そ の 他	209,949	216,515	148,153	153,275	27,478	31,573	_	_	340	208
業 種 別 計	978,235	1,004,949	656,153	688,626	228,765	235,529	172	119	1,698	1,099
1 年 以 下	127,212	83,057	69,535	64,129	4,982	18,690	89	47	/	
1 年 超 3 年 以 下	124,356	139,760	75,347	76,963	45,349	62,759	_	38		
3年超5年以下	112,352	82,891	80,281	65,915	37,746	16,941	83	33		
5年超7年以下	51,522	60,548	39,139	43,364	13,387	17,183	_	_		
7 年 超	368,947	407,184	326,845	371,505	45,378	35,679	_	_		
期間の定めのないもの	193,844	231,507	65,004	66,747	81,922	84,275	_	_		
残存期間別合計	978,235	1,004,949	656,153	688,626	228,765	235,529	172	119		
									,	

 2.未収収益については業種区分を行っていないため、「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」の「その他」に含みます。
 平成24年度末
 平成25年度末

 1.393
 1.206

 (注) 1.貸出金は私募債取引 **平成24年度末 平成25年度末** を含みます。 9,127 9,703

3.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)については地域別の区別ができないものは「国内計」に含みます。また、業種区分を行っていないため、「債券」及び「デリバティブ取引」の「その他」に含みます。 4.[三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーであります。なお、「三月以上延滞エクスポージャー」は、残存期間別区分を行っておりません。

(2)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額

(一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額)

(連結)					(単位:百万円)
			期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金		平成24年度	2,814	△637	2,177
一放貝倒分	ジョコ立	平成25年度	2,177	126	2,303
個別貸倒引当金		平成24年度	3,004	△44	2,960
1000月1	ジョコ立	平成25年度	2,960	653	3,613
柱空海以唐	佐川火掛中	平成24年度			
特定海外債権引当勘定		平成25年度			
_	計	平成24年度	5,819	△682	5,137
合	āΙ	平成25年度	5,137	780	5,917

(単体)				(単位:百万円)
		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成24年度	2,765	△622	2,142
	平成25年度	2,142	134	2,276
個別貸倒引当金	平成24年度	2,909	△39	2,869
10月月刊51日立	平成25年度	2,869	661	3,531
杜宁海从唐接引业掛宁	平成24年度			
特定海外債権引当勘定	平成25年度			
	平成24年度	5,674	△661	5,012
	平成25年度	5,012	795	5,808

75

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

当行及び連結グループでは、一般貸倒引当金について地域別、業種別の区分ごとの算定を行っておりません。 (個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(連結) (単位:百万円)

()	η· 山 /												(+12.07)1)/
						期首	残高	当期均	曽加額	当期》	載少額	期末	残高
						平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
	玉		内		計	3,004	2,960	525	698	569	44	2,960	3,613
	玉		外		計	_	_	_	_	_	_	_	_
	地	域	別	合	計	3,004	2,960	525	698	569	44	2,960	3,613
	制		造		業	384	473	89	285	_	_	473	758
	農	業	•	林	業	_	_	_	_	_	_	_	_
	漁				業	0	_	_	_	0	_	_	_
	鉱業	・採石	業・そ	沙利採耳	取業	_	_	_	_	_	_	_	_
	建		設		業	148	170	22	52	_	_	170	223
	電気	・ガス	・熱供	給・水	道業	_	_	_	_	_	_	_	_
	情	報	通	信	業	0	_	_	_	0	_	_	_
	運	輸	郵	便	業	2	4	2	_	_	0	4	4
	卸	売 ·	小	売	業	502	587	85	140	_	-	587	727
	金	融	保	険	業	_	_	_	_	_	_	_	_
	不	動		産	業	127	453	326	38	_	_	453	491
	個	人に、	よる	貸家	業	67	65	_	_	2	27	65	38
	各	種サ	_	ビス	業	1,429	887	_	181	542	_	887	1,069
	玉	· 地 :	方 公	共 団	体	_	_	_	_	_	_	_	_
	そ		の		他	341	318	_	_	23	16	318	301
	業	種		別	計	3,004	2,960	525	698	569	44	2,960	3,613

(単体)	(単位:百万円)

	期首	残高	当期均	曾加額	当期源	域少額	期末	残高
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
国 内 計	2,909	2,869	525	698	564	37	2,869	3,531
国 外 計	_	_	_	_	_	_	_	_
地 域 別 合 計	2,909	2,869	525	698	564	37	2,869	3,531
製 造 業	384	473	89	285	_	_	473	758
農業・林業	_	_	_	_	_	_	_	_
漁業	0	_	_	_	0	_	_	_
鉱業・採石業・砂利採取業	_	_	_	_	_	_	_	_
建設業	148	170	22	52	_	_	170	223
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	_	_	_	_	_	_
情 報 通 信 業	0	_	_	_	0	_	_	_
運輸・郵便業	2	4	2	_	_	0	4	4
卸売・小売業	502	587	85	140	_	_	587	727
金融 化保険業	_	_	_	_	_	_	_	_
不 動 産 業	127	453	326	38	_	_	453	491
個人による貸家業	67	65	_	_	2	27	65	38
各種 サービス業	1,429	887	_	181	542	_	887	1,069
国・地方公共団体	_	-	_	-	_	_	_	_
そ の 他	245	228	_	-	17	9	228	219
業種別計	2,909	2,869	525	698	564	37	2,869	3,531

(3)業種別又は取引相手別の貸出金償却の額

(単位:百万円)

								_		
									貸出	金償却
									平成24年度末	平成25年度末
	製			ř	<u> </u>			業	26	22
	農	美	Ě			材	7	業	_	-
	漁							業	_	_
	鉱	業・	採石	業	· 1	少利	採耳	又業	_	_
	建				ī,			業	37	145
	電気	₹・ナ	ブス	・奔	人供	給・	水i	直業	_	_
	情	幸	R	ĩ	Ħ	信	i	業	_	_
	運	輸		•	郵		便	業	_	_
	卸	売		•	小		売	業	27	10
	金	融		•	保		険	業	_	-
	不		動			産		業	0	9
	個	人	に	ょ	る	貸	家	業	_	21
	各	種	サ	-	-	F"	ス	業	15	23
	玉		地	方	公	共	寸	体	_	-
	そ			0)			他	48	39
_	業	種	É	另	IJ	合	ì	計	156	271
	<u> </u>	i=	++	1 -	-1-1	\±4+	♂ II	-P1-2	ひとが日い三米がつま	

(注) 本項目につきましては、連結グループと単体が同じ計数です。

(4)標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高

(連結) (単位:百万円)

	5年度末
	5年度末
投付方り	
	格付無し
78 378,276	32,794
46 9,702	20,822
- 56,895	_
30 –	49,887
	_
11 45,931	548
17 –	146,558
59 11,888	249,873
89 –	253
	_
_	4,290
	_
	_
_	_
-	
33 502,695	505,028
	46 9,702 - 56,895 30

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。 2.中央政府及び中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、金融機関については所在する国の格付のリスク・ウェイトにより区分しているほか、信用リスク・アセットの額を算出する際に、保証効果を勘索している取引については、その保証人等に付与されている格付のリスク・ウェイトにより区分しております。

4.信用リスク削減手法に関する事項

(単位:百万円)

		(単位・日月日)			
区分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー				
	平成24年度末	平成25年度末			
現金及び自行預金	13,607	13,868			
金	_	_			
適格債券	_	_			
適格株式	770	704			
適格投資信託	_	-			
適格金融資産担保合計	14,378	14,572			
適格保証	19,435	22,211			
適格クレジット・デリバティブ	_	_			
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	19,435	22,211			

(注) 本項目につきましては、連結グループと単体が同じ計数です。

(単体)

(単位:百万円)

(半14)				(単位:白力円)				
	エクスポージャーの額							
	平成24	年度末	平成25	年度末				
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し				
0%	351,223	36,178	378,276	32,793				
10%	12,046	18,746	9,702	20,822				
20%	83,842	_	56,895	_				
35%	_	50,230	-	49,887				
40%	_	_	-	_				
50%	36,480	623	45,931	467				
75%	_	139,067	_	146,160				
100%	11,988	237,418	11,888	248,011				
150%	_	389	_	253				
225%	_	_	_	_				
250%			-	3,857				
350%	_	_	_	_				
650%	_	_	_	_				
1250%			-	_				
自己資本控除	_	_						
合 計	495,581	482,653	502,695	502,254				
			,					

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。 2.中央政府及び中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、金融機関については所 在する国の格付のリスク・ウェイトにより区分しているほか、信用リスク・ア セットの額を算出する際に、保証効果を勘索している取引については、その保 証人等に付与されている格付のリスク・ウェイトにより区分しております。

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1)与信相当額の算出に用いる方式

(平成24年度末)

当行の連結グループ及び単体では、先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額をカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。当行の連結グループ及び単体では、長期決済期間取引に該当する取引はありません。

(平成25年度末)

当行の連結グループ及び単体では、先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額をカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。当行の連結グループ及び単体では、長期決済期間取引に該当する取引はありません。

(2)グロス再構築コストの額の合計額

		(単位:百万円)
	平成24年度末	平成25年度末
グロス再構築コスト	53	13

(注) 1.複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) については、記載を省略しております。 2.本項目につきましては、連結グループと単体が同じ計数です。

(3)担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額 (ただし零を下回らないもの) 及びグロスのアドオンにより算出した、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります (当行では、法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引はないため、再構築コスト及びアドオンはネットしておりません)。

(単位:百万

		(単位・日月円)		
接続なが取りの反公	与信相当額			
種類及び取引の区分	平成24年度末	平成25年度末		
派生商品取引	172	119		
外国為替関連取引及び金関連取引	87	47		
金利関連取引	85	71		
株式関連取引	_	-		
貴金属(金を除く)関連取引	_	-		
その他のコモディティ関連取引	_	-		
クレジット・デリバティブ取引 (カウンターパーティー・リスク)	_	-		
合計	172	119		
(X) 4 F-17/L-1819 (35-24-24-1-1) 1- 5 L-1-24-1-1		+		

(注) 1.原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。 2.本項目につきましては、連結グループと単体が同じ計数です。

(4) グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額から 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差 し引いた額

(平成24年度末)

当行の連結グループ及び単体における、グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額と担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は同額であり、差額は0円です。(平成25年度末)

当行の連結グループ及び単体における、グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額と担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は同額であり、差額は0円です。

(5)担保の種類別の額

(平成24年度末)

当行の連結グループ及び単体では、派生商品取引に係る保全や引当の 算定は行っておりません。

(平成25年度末)

当行の連結グループ及び単体では、派生商品取引に係る保全や引当の 算定は行っておりません。

(6)担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位:百万円)

			(1 = = = > 31 37
	種類及び取引の区分	与信村	目当額
	性類及び取りの区方	平成24年度末	平成25年度末
派生	商品取引	172	119
	外国為替関連取引及び金関連取引	87	47
	金利関連取引	85	71
	株式関連取引	_	_
	貴金属(金を除く)関連取引	_	_
	その他のコモディティ関連取引	_	_
	クレジット・デリバティブ取引 (カウンターパーティー・リスク)	_	-
合計		172	119

(注) 1.原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。 2.本項目につきましては、連結グループと単体が同じ計数です。

(7) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

(平成24年度末)

当行の連結グループ及び単体では、クレジット・デリバティブを保有 していないことから、該当ありません。

(平成25年度末)

当行の連結グループ及び単体では、クレジット・デリバティブを保有 していないことから、該当ありません。

(8)信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・ デリバティブの想定元本額

(平成24年度末)

当行の連結グループ及び単体では、クレジット・デリバティブを保有 していないことから、該当ありません。

(平成25年度末)

当行の連結グループ及び単体では、クレジット・デリバティブを保有していないことから、該当ありません。

6.証券化エクスポージャーに関する事項

(1)銀行または連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

(原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀 行または連結ブループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る))

(原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額またはデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びに これらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行または連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期 の証券化取引に係るものに限る))

(証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳)

(当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略)

(証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳)

(保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳)

(証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳)

(自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳)

(自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び原資産 の種類別の内訳)

(早期償還条項付の証券化エクスポージャーに関する事項)

○資産譲渡型証券化取引に係る項目

(畄位・五万四)

				(羊瓜・ロ/ババ	
	平成24	年度末	平成25年度末		
	合計	合計 原資産の種類		原資産の種類	
		住宅ローン債権		住宅ローン債権	
資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額	14,908	14,908	12,556	12,556	
うち三月以上延滞エクスポージャーの額	_	_	-	_	
当期損失額	_	_	-	-	
証券化取引を目的として保有している資産の額	-	_	-	_	
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額	_	_	_	_	
証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額	_	_	_	_	
保有する証券化エクスポージャーの額(※)	9,308	9,308	9,308	9,308	
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	775	775	600	600	
告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エク スポージャーの額	_	_			
告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額			638	638	
早期償還条項付の証券化エクスポージャーの額	_	_	_	_	

(保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額)

(単位:百万円)

	平成25年度末				
	残高	所要自己資本			
20%	8,100	64			
40%	-	-			
50%	430	8			
100%	140	5			
225%	-	_			
350%	-	-			
650%	-	_			
1250%	638	319			
合 計	9,308	398			

⁽注) 1.所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に国内基準行で必

(保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ご との内訳)

(平成24年度末)

当行の連結グループ及び単体では、再証券化エクスポージャーを保有していません。

(平成25年度末)

当行の連結グループ及び単体では、再証券化エクスポージャーを保有していません。

(自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・ア セットの額)

(平成24年度末)

(単位:百万円)

	原資産額	リスク・アセット	所要自己資本の額
20%	_	_	_
35%	_	_	_
50%	8,640	4,320	172
75%	_	_	_
100%	6,267	6,267	250
合 計	14,908	10,588	423

(注) 1.所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額に国内基準行で必要とされ る白己資本比率4%を乗じた額であります。 2.本項目につきましては、連結グループと単体が同じ計数です。

(平成25年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

○合成型証券化取引に係る項目

(平成24年度末)

当行の連結グループ及び単体では、合成型証券化取引の該当はありま

(平成25年度末)

当行の連結グループ及び単体では、合成型証券化取引の該当はありま せん。

(2)銀行または連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳) (平成24年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。 (平成25年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

(保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分 ごとの残高及び所要自己資本の額)

(平成24年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

(平成25年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

(自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセ ントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び 原資産の種類別の内訳)

(平成24年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

(平成25年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

(保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用 の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの 区分ごとの内訳)

(平成24年度末)

当行の連結グループ及び単体では、再証券化エクスポージャーを 保有していません。

(平成25年度末)

当行の連結グループ及び単体では、再証券化エクスポージャーを 保有していません。

(自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・ア ヤットの額)

(平成24年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

(平成25年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

(銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の 算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

(平成24年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

(平成25年度末) 連結グループ・単体とも該当ありません。

(銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象 となる証券化エクスポージャーに関する事項)

(平成24年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

(平成25年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

7.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに 関する事項

(1)(連結)貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る(連結) 貸借対照表計 上額

(上場している出資等又は株式等エクスポージャー及びそれ以外の出資等 又は株式等エクスポージャー)

(単位: 百万円)

			,	
	平成24	年度末	平成25	年度末
	(連結) 貸借対照表計上額	時価	(連結) 貸借対照表計上額	時価
上場 している出資等又は株式等 エクスポージャーの(連結) 貸借対照表計上額	19,740		11,169	
上記に該当しない出資等又は株式等 エクスポージャーの (連結) 貸借対照表計上額	1,683		1,668	
合計	21,423	21,423	12,838	12,838

(注) 1.上場投資信託については株式等エクスポージャーに含めております。 2.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)については、記載を省略してお 3.連結グループの銀行勘定は当行のみのため、本項目につきましては連結グ

(子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等)

ループと単体が同じ計数です。

						(単位・日万円)
					貸借対照	表計上額
					平成24年度末	平成25年度末
子	会 社	· 子	法 人	等	88	88
関合	連	法	人	等	184	184
合				計	272	272

(2)出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

						(単位・日万円)
					(連結)貸借	対照表計上額
					平成24年度	平成25年度
売	却	損	益	額	375	1,452
償		却		額	374	4

(注) 連結グループの銀行勘定は当行のみのため、本項目につきましては連結グルー プと単体が同じ計数です。

(3)(連結) 貸借対照表で認識され、かつ、(連結) 損益計算書で認識され ない評価損益の額

(単位: 百万円)

79

494 価 損 益 額 2,892 (注) 連結グループの銀行勘定は当行のみのため、本項目につきましては連結グルー

プと単体が同じ計数です。

(4)(連結) 貸借対照表及び(連結) 損益計算書で認識されない評価損益 の額

(平成24年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

(平成25年度末)

連結グループ・単体とも該当ありません。

⁽注) 1.本項目につきましては、連結グループと単体が同じ計数です。 2.当行の連結グループ及び単体では、再証券化エクスポージャーを保有していません。 ※住宅ローン債権における劣後受益権(留保持分)の額を記載しております。

要とされる自己資本比率4%を乗じた額であります。 2.平成24年度末は、自己資本比率告示附則第15条(証券化エクスポージャーに関する経過措置)を適用して算出しているため、リスク・ウ ェイト区分に分けて記載をしておりません。

8.銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位:百万円

					(-+- 12)	
	平	成24年度	末	平	成25年度	末
区分	金	利リスク	量	金	利リスク	量
		預貸その他	有価証券		預貸その他	有価証券
運用	△ 4,446	△ 2,234	△ 2,212	△ 3,995	△ 2,915	△ 1,080
調達	777	777	-	249	249	_
金融派生	13	13	_	8	8	_
総金利リスク量	△ 3,656			△ 3,738		

(注) 1.連結グループの銀行勘定は当行のみのため、本項目につきましては連結グループと単体が同じ計数です。 2.保有期間6ヶ月、観測期間5年で計測した99パーセンタイル値

(アウトライヤー基準に基づく標準的金利ショックによって計算される経済価値の増減額)

(単位:百万円)

	平	成24年度	末	平	成25年度	末
区分	金	利リスク	₹	金	利リスク	量
		預貸その他	有価証券		預貸その他	有価証券
運用	△ 6,288	△ 3,160	△ 3,128	△ 5,650	△ 4,122	△ 1,528
調達	1,099	1,099	_	352	352	-
金融派生	18	18	-	12	12	_
総金利リスク量	△ 5,171			△ 5,286		

(注) 保有期間1年、観測期間5年で計測した99パーセンタイル値

	平成24年度末	平成25年度末
アウトライヤー比率	7.45%	10.64%